

入札結果表

- 1 入札件名 庄島八ッ江地区水路改良工事
 2 工事等場所 筑後市大字 庄島 地内
 3 工事等種別 土木一式
 4 工事等概要 工事延長L=78.0m
 ・土工一式
 ・水路工一式
 ・付帯工一式
 ・仮設工一式
 5 契約期間 令和 年 月 日～令和 3年 3月19日
 6 入札年月日 令和 2年11月26日
 7 予定価格 3,795,000円 (入札書比較価格 3,450,000円)
 8 最低制限価格 3,271,400円 (入札書比較価格 2,974,000円)
 9 落札者名 (株) 共栄組
 10 落札金額 3,608,000円
 11 入札指名理由又は一般競争入札参加資格

12 入札結果(入札経過) 本入札における「無効」は、同種工事の前入札において落札候補者となったことによるもの

入札業者名	入札金額		見積徴収	備考
	1回	2回		
1 (株) 共栄組	3,280,000			落札
2 (株)下川土木	3,410,000			
3 安永セメント工業(有)	3,420,000			
4 (株)古賀建設				辞退
5 田島建設(有)				辞退
6 井上重建				辞退
7 (株)五醍建設				辞退
8 (有)佐藤組				辞退
9 村上商店				辞退
10 (有)秋山産業				辞退
11 河野組				辞退
12 (株)丸欣				無効
13 (株)深町組				辞退
14 (有)内藤建設				辞退
15 (株)佐藤建設				辞退
16 (株)シーケン				辞退

- (注) 1 入札の結果、くじによる落札者の決定、最低価格申込者以外の者の落札者決定、再度(公告)入札、または随意契約を行った場合はその旨を備考欄に記載すること。
 2 最低制限価格以下の入札者については、その旨を備考欄に記入すること。
 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の10第1項(167条の13で準用する場合を含む。)の規定による低入札価格調査制度により、最低の価格以外の者を落札者とした場合は、理由を備考欄に記載すること。
 4 自治令167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式により、落札者を決定した場合は、理由を備考欄に記載すること。
 5 入札業者が15人を超えるときは、別葉とすること。
 6 落札金額の欄には、入札書に記載された金額に該当金額の10%(1円未満切捨て)に相当する金額を加算した額を記入すること。
 7 入札金額の欄は、入札書に記載された金額を記載すること。
 8 入札金額欄の金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であること。

入札結果表

- 1 入札件名 庄島八ッ江地区水路改良工事
 2 工事等場所 筑後市大字 庄島 地内
 3 工事等種別 土木一式
 4 工事等概要 工事延長L=78.0m
 ・土工一式
 ・水路工一式
 ・付帯工一式
 ・仮設工一式
 5 契約期間 令和 年 月 日～令和 3年 3月19日
 6 入札年月日 令和 2年11月26日
 7 予定価格 3,795,000 円 (入札書比較価格 3,450,000 円)
 8 最低制限価格 3,271,400 円 (入札書比較価格 2,974,000 円)
 9 落札者名 (株) 共栄組
 10 落札金額 3,608,000 円
 11 入札指名理由又は一般競争入札参加資格

12 入札結果(入札経過) 本入札における「無効」は、同種工事の前入札において落札候補者となったことによるもの

入札業者名	入札金額		見積徴収	備考
	1回	2回		
17 (株) 筑後工業				辞退
18 江田重機				辞退
19 -以下余白-				

- (注) 1 入札の結果、くじによる落札者の決定、最低価格申込者以外の者の落札者決定、再度(公告)入札、または随意契約を行った場合はその旨を備考欄に記載すること。
 2 最低制限価格以下の入札者については、その旨を備考欄に記載すること。
 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の10第1項(167条の13で準用する場合を含む。)の規定による低入札価格調査制度により、最低の価格以外の者を落札者とした場合は、理由を備考欄に記載すること。
 4 自治令167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式により、落札者を決定した場合は、理由を備考欄に記載すること。
 5 入札業者が15人を超えるときは、別葉とすること。
 6 落札金額の欄には、入札書に記載された金額に該当金額の10%(1円未満切捨て)に相当する金額を加算した額を記入すること。
 7 入札金額の欄は、入札書に記載された金額を記載すること。
 8 入札金額欄の金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であること。